

1:できた  
2:概ねできた  
3:あまりできなかった  
4:できなかった

A:充実  
B:継続  
C:見直し・改善  
D:完了  
E:廃止

現行計画(令和3年度～令和5年度)の評価結果

基本施策・取組内容		取組み状況(成果や取組みの実施状況・課題)		今後の方向性(力をいれていきたいこと、改善点など)	
		達成状況	具体的な内容	方向性	具体的な内容
1 地域共生社会の実現に向けて					
(1)断らない相談支援の実現	地域包括支援センターにおいて、地域ケア個別会議や相談事案の事後検証を積み重ね、断らない相談支援等の実現に向けた課題を把握し、その解決を図るとともに、関係部署との協議の実施等により、一体的な支援体制の構築をめざします。	3	地域ケア個別会議は、R3から継続して開催できている。相談事案の事後検証についても、地域包括支援センターにおいて障がい担当部門などと協議を行うなど、必要な対応を行っている。しかしながら、障がい担当部署など関係部署と今後の体制整備に向けた取組みはあまり進んでおらず課題。	B	「断らない相談支援の実現(重層的支援体制整備事業)」は、地域共生社会の実現において重要テーマのため、次期計画においても取組継続が必要。
2 介護保険サービスの充実					
(1)介護保険サービスの整備	24時間対応型サービス等の新たなサービス整備や既存サービスの維持を図るために、事業者と共通認識を形成する協議の場を設置し、サービスの充実にに向けた取組を進めます。	3	R4年度末に事業者との協議の場の立上げに向けた意見交換会を開催。R5年度に協議の場を設置する予定。	A	事業者との協議の場は、 ・今後、中長期的な介護ニーズに対して、事業者と協議を重ねながらサービス基盤について考えていくこと ・人材確保(新たな確保だけでなく、辞めない環境整備を含む。)やデジタル化への対応 の取組において、重要な位置づけとなる。  事業者との協議を継続できる体制を整え、中身のある議論を行うことで関係性を醸成させていく必要があり、次期計画のなかで充実させる必要がある。
	事業者をはじめ、ハローワーク等の関係機関と連携した取組や近隣市町村を含めた広域での取組を進め、介護人材の確保に努めます。また、介護現場においては、元気高齢者と事業者とのマッチングを支援し、介護助手等の就労や有償ボランティアの取組、介護ロボットやICTの活用等により、担い手不足の解消や介護現場の革新をめざします。	3	介護人材確保については、R4に介護人材不足について、近隣市町村と意見交換を行った。そのなかで広域での取組を提案し、概ね前向きな返答を受けているが、具体的な取組までは至っていない。R5には介護職員初任者研修の助成制度を拡充したところであり、今後の事業者との協議を踏まえて取組を進める。ICTの活用などの施策においては、具体的な取組はできていない。		
	指定にかかる申請様式・書類添付や手続きに関する簡素化、様式の標準化や電子申請等のICT活用により業務の効率化を図り、事業者の負担を軽減します。	2	指定申請様式については、国の動きに合わせて簡素化を実施している。今後、指定関係の申請については、原則電子化される予定がある。	C	介護分野においては、今後電子化が進むことが考えられる。国の方針を踏まえて次期計画においては、一度方向性を検討したい。
(2)医療と介護の連携強化(在宅医療・介護連携推進事業)	多職種による事例検討や研修会の実施により、医療や介護関係者がお互いの現状や専門性、役割等を学び、気軽に意見交換を行うことができるよう顔の見える関係づくりを進めます。	3	R3～R4については新型コロナの影響もあり、対面式での会議や研修が実施できていない。R5において、改めて事業を企画予定としている。	C	顔の見える関係性づくりは、在宅医療・介護連携推進事業において重要であるが、R5の事業結果を踏まえ、今後の方向性を再度検討したい。
	新宮保健医療圏において導入されている「電子@連絡帳」の普及及びその活用に向けた取組を進めます。	4	新宮市立医療センターが中心となって導入した「電子@連絡帳」であるが、活用されていない。システムありきで進められたところもあり、今後も活用が進むとは考えにくく、見直しが必要。	C	情報共有ツールとしてICTを活用することは重要ではあるが、導入の段階から事業者の関与は必須。再度、どういった事業が必要かを検討しなおす必要がある。

1:できた  
2:概ねできた  
3:あまりできなかった  
4:できなかった

A:充実  
B:継続  
C:見直し・改善  
D:完了  
E:廃止

現行計画(令和3年度～令和5年度)の評価結果

基本施策・取組内容	取組み状況(成果や取組みの実施状況・課題)		今後の方向性(力をいれていきたいこと、改善点など)	
	達成状況	具体的な内容	方向性	具体的な内容
3 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保				
(1)施設や住まいの確保	〈特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院〉 県との協議の実施や連携強化を図り、必要量の確保に努めます。	3	県から特養待機者数の情報提供が毎年1回あるが、協議などは実施できていない。(計画の進捗についてのヒアリング調査において意見交換は行っている)	A 施設や住まいを含めたサービス基盤の整備については、今後の中長期的な介護ニーズや担い手不足といった状況を踏まえて、介護事業者や関係自治体等との協議を重ねながら、進めていく必要がある。  そのため、これらの取組みについては、「2(1)介護保険サービスの整備」と併せて、内容を充実させるものとして計画に位置づけたい。
	〈特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院〉 特別養護老人ホームのうち、地域密着型サービスについては、事業者との協議の場を活用し、必要量の確保に向けた取組を進めます。	3	R4に当該事業者と協議を行った。 人材確保が大きな課題。	
	〈特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院〉 介護療養型医療施設については、現在、医療ケアを必要とする要介護者の受け皿として必要な施設となっているため、介護医療院等への円滑な転換に向けて、必要な支援を行います。	3	R3、R4と当該事業者と協議を行った。 その結果、介護医療院ではなく、医療病床への転換が決まる。	
	〈認知症対応型共同生活介護(グループホーム)〉 事業者との協議の場を活用し、必要量の確保に向けた取組を進めるとともに、グループホームが地域に受け込み、入居者が地域住民と共に地域で暮らせる環境づくりをめざし、認知症関連施策を推進します。	3	認知症施策の観点からは、R4からグループホーム2か所に認知症地域支援推進員を委託し、協力体制を構築することができた。	
	〈軽費老人ホーム(ケアハウス)〉 所得の多寡により住まいの確保が困難になることがないよう、定期的に必要量を把握し、必要な取組を進めます。	4	具体的な取組はできていない。	
	〈住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅〉 特定施設入居者生活介護の指定を受ける特定施設への移行を含め、事業者との協議を通じ、必要な取組を進めます。	4	具体的な取組はできていない。	
(2)生活困窮者等の住まいの確保に向けた取組	生活困窮者や社会的に孤立する高齢者等に対応するため、養護老人ホームへの入所をはじめ、ケアハウスや養護老人ホームの契約入所を含めた住まいの定員総量を把握し、必要量の確保に向けた取組を進めます。	3	定員については把握しているが、具体的な取組はできていない。	

1:できた  
2:概ねできた  
3:あまりできなかった  
4:できなかった

A:充実  
B:継続  
C:見直し・改善  
D:完了  
E:廃止

現行計画(令和3年度～令和5年度)の評価結果

基本施策・取組内容	取組み状況(成果や取組みの実施状況・課題)		今後の方向性(力をいれていきたいこと、改善点など)	
	達成状況	具体的な内容	方向性	具体的な内容
4 介護を取り巻く環境づくり				
(1)支え合いのまちづくり	3	R3は、新型コロナの影響もあり、思うように取組が進まなかったが、通いの場の補助金創設や生活支援コーディネーター等の活動により、概ね全地区に通いの場を作ることができた。 R4は、総合事業B型サービスの創出を目指してミニフォーラムの開催や、重点エリアを設定し、協議体創出のための働きかけ等を生活支援コーディネーターとともに進めたが、目立った成果は得られていない。 R5は、生活支援コーディネーターを2名増員し、これらの取組みを強化する予定。	A	今後の人口動態を考えると、地域のなかで自然に支え合いが行われている状態を今後も目指した取組みが必要である。 協議体の設置ができていないことから協議体設置を実現させることと併せて、生活支援コーディネーターを中心に取組の充実が必要。
	3	協議体の設置については、生活支援コーディネーターと連携して、重点地域の設定や個別ケースからの働きかけを行ったが、設置には至らなかった。 R5において、増員した生活支援コーディネーターが所属する社協資源等も活用し、設置に向けて取り組む予定。 地域ケア会議への提起については、具体例として「ゴミ捨て」を取り上げたところ、ヘルパー専用ゴミステーションの設置(R5)に繋がるなど、施策に繋げる仕組みづくりはできた。		
	1	B型サービス創設を目指して、R3には補助金制度を創設するなど、通いの場の充実に向けて取り組んだ結果、町内のほぼ全地区に通いの場はできた。 ただ、通いの場のB型化には至っていない。	C	介護予防の観点から通いの場支援を継続する必要があるが、B型サービスの創設については、通いの場からB型化へのハードルは高く、戦略の見直しが必要。
(2)家族介護者への支援	4	具体的な取組はできていない。	C	家族介護者の離職防止は、必要な施策ではあったが、限られた人員で多くの取組を進めるなかでは優先順位が低くなりがちであった。こうした制約の中でも取り組まなければならないことを改めて検討する必要がある。
	2	地域包括支援センターでは、R3から保健師(これまでは看護師)を配置するなど、人員体制を強化し、相談対応の体制見直しを図ったことで相談対応については、一定の成果が得られたように感じるが、家族支援の観点では、就労支援などの取組はあまり進んでいない。	C	今後は、障害や精神疾患など複合化・複雑化した世帯の相談への対応力強化が必要。「1(1)断らない相談支援の実現」と同様、障害担当課や生活困窮関係などと連携して対応に当たるための仕組みづくりが必要。

1:できた  
2:概ねできた  
3:あまりできなかった  
4:できなかった

A:充実  
B:継続  
C:見直し・改善  
D:完了  
E:廃止

現行計画(令和3年度～令和5年度)の評価結果

基本施策・取組内容		取り組み状況(成果や取り組みの実施状況・課題)		今後の方向性(力をいれていきたいこと、改善点など)	
		達成状況	具体的な内容	方向性	具体的な内容
(3)高齢者虐待対策・権利擁護	高齢者虐待については、事件発生時に速やかに対応し、必要な支援に繋げるため、消防本部や警察署等の関係機関との連携やマニュアルの整備等を行い、体制の強化を図ります。 また、事件の事後検証を行い、対応力の強化を図ります。	1	R4にマニュアルを作成。生活困窮や障害部署とも協議し、事件発生時に速やかに対応する体制は構築できた。 R5は、作成したマニュアルに基づき、事件発生時に随時対応している。 今後は、対応力強化や担当する職員の異動がある中でいかに継続性を担保するかが課題。	A	事件が起きたあとの対応については、概ね体制化ができていますが、予防や平時からの関係機関等との協力体制の構築は今後の課題であり、取組の方向性になる。そのために充実化を図る必要がある。
	成年後見制度の普及・啓発や相談窓口の設置、申立支援の実施等を進めるため、中核センターの設置等、制度の利用促進に努めます。	2	R5に中核機関を設置する予定としており、現在準備を進めている。 設置後の広報や相談対応、関係機関の役割の整理などが今後の課題。	A	後見制度自体の見直しも今後予定されている。 ただし、後見はあくまで一つのツールとして、権利擁護全体で対応していける体制づくりが求められる。 今後は、消費者被害対策を含めて、中核機関を中心にこうした体制づくりを充実させていく必要がある。
	高齢者を狙った詐欺犯罪に対応するため、関係部署や消費生活センターと連携し、被害の防止や被害者への権利擁護を含めた支援等、必要な取組を進めます。	2	詐欺被害については、地域包括支援センターの権利擁護業務として位置づけており、虐待対応と同じく対応する体制は構築できた。 また、R5に成年後見利用促進制度の協議会と兼ねて、消費者被害防止のネットワーク協議会を設置する予定であり、関係機関との連携など体制づくりが今後の課題。		
(4)移動手段の確保	町営バスを含めた公共交通機関の整備について、交通担当部署と連携を図ります。 また、地域の支え合いによる移動手段といった互助や民間サービスを含め、総合的な観点から移動手段の確保に努めます。	3	R4には、地域ケア推進会議で移動手段について取り上げ、交通担当部署の出席を依頼した。それ以降、情報交換を重ねて、R5には地域公共交通計画の策定に福祉課としても参画する予定としており、関係部署との連携体制を構築している。 今後は、計画の中で移動手段の確保を図ること、公共交通で対応できない人に対する移動支援の構築(互助による移動支援など)を図っていけるかが課題。	B	移動手段の確保については、今後も人口動態や変化する地域の事情に対応していく必要がある。 次期計画以降も継続した取組として位置づけたい。

1:できた  
2:概ねできた  
3:あまりできなかった  
4:できなかった

A:充実  
B:継続  
C:見直し・改善  
D:完了  
E:廃止

現行計画(令和3年度～令和5年度)の評価結果

基本施策・取組内容	取組み状況(成果や取組の実施状況・課題)		今後の方向性(力をいれていきたいこと、改善点など)	
	達成状況	具体的な内容	方向性	具体的な内容
<b>5 介護予防の推進</b>				
(1)介護予防システムの構築	2	今後の高齢化の進展を考慮すると自立期の取組が重要として、通いの場の充実やウォーキング事業(R4から)などを実施した。通いの場の増加や、運動習慣をつけてもらうこと(評価指標はない)取組は、軽度認定率の低下に一定の効果はあったと考えられる。ただ、フレイル期の取組(C型サービス)や認定後のリハビリテーション体制づくりは、できておらず、課題である。	A	自立期の取組の方向性としては、現行計画の取組のほかに、いかに選択肢を増やしていけるかが重要な課題になる。フレイル期や認定後のリハビリ体制に関する取組は進んでいない。特にフレイル期以降の介護予防については、リハビリテーション専門職の関わりが必須になるが、具体的な取組方針は今後関係者との意見聴取を踏まえて検討していく必要がある。  これらを踏まえて自立期やフレイル期の取組(C型サービスなど)などについて充実化が必要。
	3	R3から町立温泉病院の理学療法士を地域包括支援センターに受け入れ、医療機関との連携やその他リハ職との関係構築に取り組んだ。(R4年度末で当該職員は退職したため欠員)町立温泉病院とは、医師の通いの場派遣など、顔の見える関係づくりを進めた。介護事業者とは、特に訪問看護事業者とC型サービスを含めたリハビリについて意見交換を行うなどの取組を行った。		
事業者と協議を行い、町内のリハビリテーション体制の強化を図るため、必要な取組を進めます。				
(2)地域住民への支援	1	住民主体による通いの場の充実を図るため、令和2年度において通いの場を立ち上げ・運営に関する補助金制度を創設し、通いの場に関する取組を進めています。この取組を一層進めるため、通いの場マップを含めた介護予防に関するガイドブックを作成し、地域での啓発活動を積極的に進めます。	A	これらを踏まえて自立期やフレイル期の取組(C型サービスなど)などについて充実化が必要。
	3	R4に町オリジナルのストレッチ運動を作成し、現在、手引きを作成中。リーダー養成については、取組ができなかった。自立期の介護予防については、通いの場やウォーキング事業などを実施した。		
(3)保険事業と介護予防の一体的な実施	1	令和2年度より、保健事業と介護予防の一体的な実施に関する取組を進める中、今後も後期高齢者医療保険等との制度間の縦割りによる支援の分断を無くすため、関係部署との連携を強化し、取組を進めます。	B	取組を継続する。

1:できた  
2:概ねできた  
3:あまりできなかった  
4:できなかった

A:充実  
B:継続  
C:見直し・改善  
D:完了  
E:廃止

現行計画(令和3年度～令和5年度)の評価結果

基本施策・取組内容	取組み状況(成果や取組みの実施状況・課題)		今後の方向性(力をいれていきたいこと、改善点など)		
	達成状況	具体的な内容	方向性	具体的な内容	
6 認知症になっても安心できる地域づくり					
(1)認知症地域支援推進員の活動促進	1	医療や介護等のネットワーク構築、認知症本人や家族への支援等、重要な役割を担う認知症地域支援推進員が活躍できるよう全面的な支援を行います。	R4から推進員を2名増員するとともに、月1回取組に関する打合せを行っている。その結果、イベントの企画実施などができた。R5も同様に進める予定。	B	取組を継続する。
	1	地域資源を洗い直し、認知症の状態に応じた適切な支援に繋がるよう認知症ケアパスを見直します。	R4に認知症ケアパスを見直すため、認知症当事者の声を聞き、また、地域住民や商工関係者を交えて見直しのための会議を行い、認知症ケアパスを見直すことができた。完成した認知症ケアパスは、各世帯に配布するなど、普及啓発を行った。	C	認知症ケアパスはできたが、見直しは継続していく必要がある。また、今後は、認知症ケアパスを活用して、地域住民への啓発や医療や介護の連携強化を進めることも必要なことから再度内容を検討する。
	4	認知症本人やその家族の不安を軽減するため、認知症対応型サービス事業者等と連携を図り、オレンジカフェ(認知症カフェ)を開設します。	R4から認知症対応型サービス事業者に認知症地域支援推進員業務を委託しており、打合せ等を通じて、認知症カフェについても今後の取組の一つとして検討を行っているが、開設には至っていない。	C	これらの取組みについては、認知症地域支援推進員等との協議を踏まえて、次期計画における認知症施策の方向性を検討したい。
	4	介護保険サービス事業者の認知症対応力向上のため、事例検討や個別支援等の事業者支援に関する取組を進めます。	計画に記載したような認知症対応力向上のための事業者支援は実施できなかったが、R5では、事業者への働きかけを行うためイベントの実施を予定している。		

1:できた  
2:概ねできた  
3:あまりできなかった  
4:できなかった

A:充実  
B:継続  
C:見直し・改善  
D:完了  
E:廃止

現行計画(令和3年度～令和5年度)の評価結果

基本施策・取組内容		取組み状況(成果や取組みの実施状況・課題)		今後の方向性(力をいれていきたいこと、改善点など)	
		達成状況	具体的な内容	方向性	具体的な内容
(2)チームオレンジの構築	認知症になっても、社会参加ができる地域づくりを目指して、地域住民が認知症のことを正しく理解し、見守り等の適切なケアを実践することができる地域をめざします。	2	R4から認知症地域支援推進員を2名増員し、そのなかで認知症当事者の社会参加のかたちを模索するため、認知症の人と地域住民との交流イベントを実施した。併せて、見直した認知症ケアパスを各世帯に配布し、啓発を進めた。 R5においても、同様のイベントを行い、社会参加できる地域づくりと啓発を行う予定。	B	(認知症地域支援推進員等との協議は踏まえたうえで)取組を継続する。
	認知症サポーターの養成講座を受講したサポーターが、地域で見守り等の支援活動を行うチームオレンジの立ち上げをめざし、以下の取組を進めます。 ・キャラバン・メイトとの連絡体制の整備や積極的な広報を行い、認知症サポーター養成講座の量の拡大を図ります。 ・生活支援体制整備事業と連携した取組が必要なことから、生活支援コーディネーターや認知症地域支援推進員と連携し、支え合いのまちづくりと一体的に取り組みます。	3	新型コロナの影響もあり、認知症サポーター養成講座をあまり実施することができなかった。 また、キャラバン・メイト連絡会の立ち上げを予定していたが遅れており、R5に立ち上げる予定。 R5において、チームオレンジの構築に向けて積極的に養成講座を行っていく予定。	A	チームオレンジは、地域での理解を進めるうえで重要な取組である。認知症地域支援推進員等との協議も踏まえて取組を充実させたい。
(3)相談しやすい環境の整備	認知症に関する相談窓口の認知度が低いことから、認知症ケアパスを盛り込んだ認知症ケアに関するガイドブックを作成し、住民への普及・啓発を行います。	2	R4に各世帯に配布した認知症ケアパスにより広報を実施したが、認知症相談窓口の認知度はまだ高いとは言えない。	C	地域包括支援センターとの協議を踏まえて、次期計画の内容は検討する必要がある。
(4)相談・支援体制の機能強化	認知症に関する相談対応力のさらなる強化を図るため、事例の事後検証や関係機関との連携強化を図ります。 また、認知症に至る前の軽度認知障害(MCI)の段階で必要な支援に繋がるよう、認知症地域支援推進員とも連携し、通いの場やチームオレンジ等におけるアウトリーチ支援の体制づくりを図ります。	4	取組は進まなかった。相談窓口となる地域包括支援センターとしても、初期集中支援チームの役割や通常の相談業務との違いなど再度整理が必要。	C	地域包括支援センターにおいて、認知症の相談支援を行うに当たって、通常の相談対応との違いなどを分析し、必要な体制構築や取組を検討する必要がある。

1:できた  
2:概ねできた  
3:あまりできなかった  
4:できなかった

A:充実  
B:継続  
C:見直し・改善  
D:完了  
E:廃止

現行計画(令和3年度～令和5年度)の評価結果

基本施策・取組内容		取り組み状況(成果や取り組みの実施状況・課題)		今後の方向性(力をいれていきたいこと、改善点など)	
		達成状況	具体的な内容	方向性	具体的な内容
7 自立支援・重度化防止に向けた取組					
(1)地域包括支援センターの機能強化	地域包括ケアシステムの中核機関ともいえる地域包括支援センターにおいて、今後、要介護認定者の増加や地域共生社会への対応等、その重要性が高まることに合わせ、これらの状況に対応するため、地域包括支援センターの機能強化を図ります。	2	R3から保健師(それまでは看護師)・理学療法士を配置し、人員体制の強化を図った。 R5から理学療法士の配置が無くなったため、今後の体制強化が課題。	B	地域包括支援センターの機能強化は、次期計画においても重要な位置付けとして継続したい。
	地域包括支援センターに3職種(保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー)を配置するとともに、介護予防ケアマネジメントの外部委託が行いやすい環境整備等の必要な取組を進めます。 また、障害福祉や生活困窮者対策等の関係部署や関係機関との協議の実施により、連携を強化し、断らない相談支援の実現をめざします。	2	R3から保健師を配置し、3職種の配置ができた。 R4から外部委託を始めたが、件数は少ない。 負担軽減を進めているが、人員の確保が今後の課題。 また、他部署との連携については、特にR4から虐待対応などの権利擁護関係でマニュアルの共同作成やケース対応など取組を進めている。	C	人員確保は継続して行う必要があるが、介護予防ケアマネジメントの外部委託については、制度改正により居宅介護支援事業所が直接介護予防支援を担当することができるようになるため、次期計画では一度精査が必要。 また、他部署との連携についても方向性は継続で良いが、取組内容などの方針は再度検討する必要がある。
	介護予防ケアマネジメントの実施に当たっては、自立支援型ケアマネジメントを実現するため、地域ケア個別会議を実施します。 また、自立支援・重度化防止の基本理念を地域全体に浸透させるため、介護保険担当部署と共に、地域住民や介護事業者等に対する普及・啓発活動に取り組みます。	2	個別会議については、新型コロナウイルスによる中止もあったが、予定通り月1回開催できた。これにより、特に地域包括支援センターのケアマネジャーの資質向上につながった。 地域住民等に対する自立支援・重度化防止の普及・啓発活動はできていない。	C	自立支援型ケアマネジメントの実現のための個別会議については、概ね目的を達成できた。 また、自立支援の普及・啓発については、方針の再検討が必要。
	地域包括支援センターでは、毎年度、事業の実施状況について評価をし、運営協議会の意見を踏まえ、適切、公正かつ中立な運営を図ります。	1	毎年度運営協議会において評価を実施しており、協議会の意見をもとに作成した運営方針により運営を行うことができている。	B	地域包括支援センターの運営にあたって必要な項目であるため継続したい。
(2)地域ケア会議	地域課題を把握し、具体的な施策に繋げる役割を持つ地域ケア会議に加え、個別ケースの検討により、自立支援型ケアマネジメントの実現やケアマネジャーの質の向上を目指す「地域ケア個別会議」を設置し、地域ケア個別会議において把握した地域課題を施策に繋げるため「地域ケア推進会議」を設置します。	2	個別会議は計画どおり実施できたが、会議の形式に問題があり、地域課題の把握に繋がりにくかった。そのためR5は会議形式を一新して実施する予定。 推進会議については、R3から実施しており、ゴミ出し支援や移動支援などについて継続して協議を行っている。	C	推進会議については、継続していく。 個別会議については、地域課題の把握に繋がるよう、R5の状況を踏まえて次期計画の方針を検討する必要がある。

1:できた  
2:概ねできた  
3:あまりできなかった  
4:できなかった

A:充実  
B:継続  
C:見直し・改善  
D:完了  
E:廃止

現行計画(令和3年度～令和5年度)の評価結果

基本施策・取組内容	取組み状況(成果や取組みの実施状況・課題)		今後の方向性(力をいれていきたいこと、改善点など)		
	達成状況	具体的な内容	方向性	具体的な内容	
(3)介護給付等の適正化					
	〈要介護認定の適正化〉 認定調査に従事する調査員が同様の判断基準で調査が行えるように、研修や指導の充実を図り、要介護認定の平準化に努めます。				
	〈要介護認定の適正化〉 認定調査員の資質向上のため、認定調査員現任者研修の受講及びe-ラーニングの活用を推進します。				
	〈ケアプランの点検〉 ケアマネジャーが作成したケアプランの利用者の自立支援に向けた適正な計画となっているか点検するとともに、事業者への助言・指導等を行います。				
	〈住宅改修の点検・福祉用具購入・貸与調査〉 住宅改修工事を行うに当たって、事前審査により改修が受給者の状態に合ったものであるか審査をし、書面や聞き取りによる審査が困難な場合は、住宅の実地確認による審査や施行状況の点検を行います。	1	計画通り実施できた	C	国の基本指針を踏まえて、次期計画の取組について検討したい。
	〈住宅改修の点検・福祉用具購入・貸与調査〉 福祉用具貸与について、自立支援の機会を阻害することなく、適切に利用されているか利用状況を確認します。				
	〈医療情報との突合・縦覧点検〉 提供されたサービス内容の誤りや医療と介護の重複請求を排除するため、国民健康保険団体連合会への委託により医療情報との突合・縦覧点検を実施します。				
〈介護給付費通知〉 定期的に全受給者に対して介護給付費通知を送付し、利用者が自らのサービス利用状況を確認することで、事業者からの不適切・不正な給付を抑制するとともに、利用者や事業者に対して適切なサービス利用を啓発します。					

1:できた  
2:概ねできた  
3:あまりできなかった  
4:できなかった

A:充実  
B:継続  
C:見直し・改善  
D:完了  
E:廃止

現行計画(令和3年度～令和5年度)の評価結果

基本施策・取組内容	取組み状況(成果や取組みの実施状況・課題)		今後の方向性(力をいれていきたいこと、改善点など)	
	達成状況	具体的な内容	方向性	具体的な内容
<b>8 町独自事業の実施</b>				
(1)市町村特別給付	1	〈紙おむつ給付費支援事業〉 市町村特別給付として、在宅での生活改善を図るため、在宅で生活する要介護認定者で紙おむつが必要な人に対し、紙おむつ等の給付費を支給します。	B	事業は継続するものとし、内容は見直しを行う。
(2)福祉サービスの実施	1	高齢者の低所得者対策や自立支援・重度化防止を図るため、様々な事業を実施します。 (配食サービス事業、認知症高齢者等見守りQRコード活用事業、成年後見制度利用支援事業、緊急通報体制整備事業、高齢者居宅改修補助事業)	C	新規事業の検討や、現行事業の必要性を含めて、見直しが必要
<b>9 災害・感染症への対策</b>				
(1)防災対策の推進	4	大規模災害に備え、「避難行動要支援者台帳」への登録や、災害時の行動をあらかじめ計画する「個別計画」の作成を促進し、自治会、民生委員等の協力を得て、日頃から要支援者を地域で把握し、見守る自主防災力の強化に努めます。	C	防災上必要な施策のため、継続が望ましいが、次期計画においては一度取組内容を検討する
	2	施設や事業者等と締結して、災害時要支援者等を受け入れる福祉避難所の設置に努めます。		
	4	介護事業者において、災害時に適切な行動が図られるよう避難活動の実施や非常災害対策計画等について定期的に確認し、必要な支援を行います。		
(2)感染症対策の推進	1	新型コロナウイルスが収束するまでの間、本計画全ての施策・事業については、マスクの着用、手洗いの励行、「3密」の回避等の「新しい生活様式」を実践するとともに、地域への普及啓発に努めます。	D	新型コロナの終息が見込めることから本計画で終了
	3	介護事業者において、感染症の予防や感染拡大防止策等について、必要な支援を行います。	C	R5でBCP計画も策定されることから、次期計画においては再度取組内容は検討する